



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 3 7 号

令和3年(2021年)4月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公 告	
● 告 示		○ 予防接種を行うことについて (健康政策課)	6
○ こまちなみ保存建造物の登録について (歴史都市推進課)	1	○ 都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	6
○ 地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	○ 都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について ( " )	6
○ 児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2	○ 都市計画事業の事業計画の変更の承認に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	7
○ 市道の区域の変更について (道路管理課)	3	● 公営企業告示	
○ 道路の供用の開始について ( " )	3	○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	7
○ 給水装置工事事業者の指定等に係る事務の受託について (企業総務課)	4	○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	7
○ 排水設備工事事業者の指定等に係る事務の受託について ( " )	5		

## 告 示

●金沢市告示第137号

金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第12条第1項の規定によりこまちなみ保存建造物を登録するので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

番号	名 称	所 在 地	所 有 者	登 録 年 月 日
58	川端家住宅主屋・土蔵	金沢市大野町3丁目15番地	金沢市大野町4丁目甲5番地 川端 敏久	令和3年4月12日

●金沢市告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
三口町町会	代表者の氏名及び住所	守口 友之 金沢市三口町土360番地2	半田 一芳 金沢市三口町土308番地3	令和3年2月10日
西金沢3丁目町会	代表者の氏名及び住所	若林 威志 金沢市西金沢3丁目1番地2	角田 哲也 金沢市西金沢3丁目379番地	令和3年3月21日
八日市第2町会	代表者の氏名及び住所	中西 一夫 金沢市八日市2丁目252番地	山口 健一 金沢市八日市2丁目414番地3	令和3年3月28日

東長江町会	代表者の氏名及び住所	長野 真二 金沢市東長江町と60番地1	長井 吉文 金沢市東長江町と2番地1	令和3年4月1日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	津田 清光 金沢市千田町イ58番地4	村本 宗保 金沢市千田町口4番地5	令和3年4月1日
窪町会	代表者の氏名及び住所	富田 麻生 金沢市窪2丁目408番地	大内 佳子 金沢市窪2丁目422番地	令和3年4月1日
額新保3丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市額新保3丁目158番地4	金沢市額新保3丁目120番地3	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	山本 豊 金沢市額新保3丁目158番地4	伊藤 清春 金沢市額新保3丁目120番地3	
大桑町々会	主たる事務所の所在地	金沢市大桑町リ57番地1の1	金沢市大桑町リ40番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	橋場 稔 金沢市大桑町リ57番地1の1	桑野 工 金沢市大桑町リ40番地	
金川町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金川町イ174番地1	金沢市金川町イ269番地2	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	山森 幸平 金沢市金川町イ174番地1	山森 精一 金沢市金川町イ269番地2	
蓮如町町会	主たる事務所の所在地	金沢市蓮如町ハ4番地1	金沢市蓮如町ハ10番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	木村 義一 金沢市蓮如町ハ4番地1	木村 謙一 金沢市蓮如町ハ10番地	
額中央町会	代表者の氏名及び住所	井上 外次 金沢市三十苅町丁72番地	今井 悟 金沢市三十苅町戊6番地42	令和3年4月1日
森戸第二町会	代表者の氏名及び住所	西森 浩之 金沢市森戸1丁目135番地5	田中 伸悟 金沢市森戸1丁目242番地	令和3年4月1日
戸室新保町会	主たる事務所の所在地	金沢市戸室新保口329番地	金沢市戸室新保口333番地	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	辻 興雄 金沢市戸室新保口329番地	前田 繁次 金沢市戸室新保口333番地	
山王町二丁目町会	代表者の氏名及び住所	涌村 正一 金沢市山王町2丁目249番地	加藤 淳 金沢市山王町2丁目261番地	令和3年4月1日
四十万同心会	代表者の氏名及び住所	高坂 直孝 金沢市四十万4丁目150番地	森 宏人 金沢市四十万4丁目253番地2	令和3年4月1日
柳橋町会	代表者の氏名及び住所	岩井 秀夫 金沢市柳橋町甲19番地15	千田 隼人 金沢市柳橋町ハ13番地5	令和3年4月1日
別所緑ヶ丘町会	主たる事務所の所在地	金沢市別所町ラ55番地50	金沢市蓮花町ル55番地3	令和3年4月1日
	代表者の氏名及び住所	木戸 義治 金沢市別所町ラ55番地50	高橋 貞夫 金沢市蓮花町ル55番地3	

## ●金沢市告示第139号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750103036	KEY'S 5th	金沢市普正寺町九字2番地7	株式会社KEY.	金沢市彦三町1丁目13番7号	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年4月1日
1750103002	金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市十一屋町4番34号	金沢市	金沢市広坂1丁目1番1号	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児以外	令和3年4月1日
1750103044	スポーツコミュニケーションスクールカラフル・金沢	金沢市油車41番地 新堅町ビル1階	一般社団法人障害者人材育成機構	金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル7階	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年4月1日

●金沢市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	押野8号矢木2丁目線1号	矢木2丁目 68番8先から	旧	4.4~4.7	34.0
		矢木2丁目 68番2先まで	新	5.2~5.4	34.0
一般市道	押野8号矢木2丁目線8号	矢木2丁目 68番6先から	旧	4.8	22.6
		矢木2丁目 68番2先まで	新	5.6	22.6
一般市道	浅川31号二俣町線9号	二俣町ナ 31番4先から	旧	4.5~19.8	254.4
		二俣町ム 12番3先まで	新	10.2~29.2	254.4

●金沢市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年4月12日から同月26日まで一般の縦覧に供します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
押野8号矢木2丁目線1号	矢木2丁目 68番8先から	令和3年4月12日
	矢木2丁目 68番2先まで	
押野8号矢木2丁目線8号	矢木2丁目 68番6先から	令和3年4月12日
	矢木2丁目 68番2先まで	
浅川31号二俣町線9号	二俣町ナ 31番4先から	令和3年4月12日
	二俣町ム 12番3先まで	

## ●金沢市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する給水装置工事事業者の指定等に係る事務（以下「事務」という。）を受託するので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 事務を受託する年月日

令和3年6月1日

## 2 本市に事務を委託する市町名

白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町

## 3 事務の委託に関する規約

給水装置工事事業者の指定等に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 （以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を金沢市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 甲の給水区域において水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者（以下「事業者」という。）の指定に関する事務
- (2) 事業者の指定の更新に関する事務
- (3) 事業者の指定事項の変更並びに給水装置工事業の廃止、休止及び再開に関する事務
- (4) 事業者の指定の取消しに関する事務
- (5) 前4号に関連する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とする。

2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、すべて乙の収入とする。

3 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

4 毎年度の委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、精算しないものとする。

（予算の計上）

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の水道事業特別会計予算において計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、乙の長は、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

2 前項の規定による乙の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、甲の長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（委任）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙双方の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。

2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を

公表するものとする。

●金沢市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、排水設備工事業者の指定等に係る事務（以下「事務」という。）を受託するので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 事務を受託する年月日

令和3年6月1日

2 本市に事務を委託する市町名

白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町

3 事務の委託に関する規約

排水設備工事業者の指定等に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 （以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を金沢市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 甲の行政区域における排水設備工事を適正に施行することができる者と認められる者（以下「事業者」という。）の指定に関する事務
- (2) 事業者の指定の更新に関する事務
- (3) 事業者の指定事項の変更並びに排水設備工事の事業の廃止、休止及び再開に関する事務
- (4) 事業者の指定の取消しに関する事務
- (5) 前4号に関連する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担等）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、すべて乙の収入とする。
- 3 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。
- 4 毎年度の委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、精算しないものとする。

（予算の計上）

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の下水道事業特別会計予算において計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、乙の長は、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による乙の条例等の制定、改正又は廃止がされた場合においては、甲の長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（委任）

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙双方の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

**公 告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所並びにワクチンの種類

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所及びワクチンの種類
新型コロナウイルス感染症	16歳以上の者	令和3年2月17日から 令和4年2月28日まで	別冊「金沢市新型コロナウイルス感染症に係る予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり

- 2 予防接種の対象から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画臨港地区	金沢市戸水町夕之部63番3の地先公有水面	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事 業 地	縦覧場所
金沢都市計画公園事業 5・5・5号金沢城公園	石川県	平成8年3月13日から 令和15年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	金 沢 市 都市整備局 都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を承認した旨の国土交通大臣の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月12日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・3・9号武蔵橋場線	国土交通大臣	平成29年3月6日から 令和6年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 土 木 局 道 路 建 設 課

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和2年12月1日から令和3年2月28日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 44,960円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 55,910円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 46,020円
- 2 原料価格変動額 43,500円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 46,020円（1トン当たり平均原料価格）＝ 43,500円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額  
算式 基準単位数料金の額－43,500円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円  
この結果、令和3年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から35.67円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第14号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和2年12月1日から令和3年2月28日までの平均原料価格  
1トン当たり 55,910円
- 2 原料価格変動額 30,400円  
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 55,910円（1トン当たり平均原料価格）＝ 30,400円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額  
算式 基準単位数料金の額－30,400円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円  
この結果、令和3年5月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から62.02円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

令和3年(2021年)4月12日 印刷  
令和3年(2021年)4月12日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄